

○沖縄市水道モニター設置要綱

(平成8年4月22日水道局要綱第3号)

改正 平成12年5月1日水道局要綱第1号 令和2年4月1日上下水道局決裁  
令和4年3月31日上下水道局決裁

(目的)

第1条 この要綱は、沖縄市上下水道局（以下「上下水道局」という。）の業務について広く市民の意見、提案等の把握につとめ、市民サービスの向上と効率的な事業運営をおこなうため、沖縄市水道モニター（以下「モニター」という。）の設置について必要な事項を定めることを目的とする。

(定数及び委嘱)

第2条 モニターの定数は10名以内とし、上下水道事業管理者が委嘱する。

(選任)

第3条 モニターは、次の各号の要件を満たした市民のなかから、居住地域、年齢、性別、職業等を勘案し選任する。

- (1) 満18歳以上であること
- (2) 市の職員その他公務員でないこと
- (3) モニターの責務を果たすのにふさわしいこと

(任期)

第4条 モニターの任期は、2年（委嘱後、翌年度の3月31日まで）とし、補充モニターの任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

(職務)

第5条 モニターは、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 水道事業の全般又は特定の問題についての提言
- (2) 上下水道局の招集するモニター会議、研修会及び施設見学会（以下「会議等」という。）への出席
- (3) 上下水道局が行うアンケート調査等への回答
- (4) 水道事業に関する広報宣伝に協力する
- (5) その他、上下水道事業管理者が必要とみとめた職務

(謝礼)

第6条 モニターには謝礼金を支給する。

(委嘱の取消)

第7条 モニターの委嘱の取消については次によるものとする。

- (1) モニターが辞退を申し出たとき
- (2) その他上下水道事業管理者が取消の必要を認めたとき

(事務)

第8条 モニターに関する事務は、総務課企画係において行う。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、上下水道事業管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月22日から施行する。

附 則(平成12年5月1日水道局要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年4月1日上下水道局決裁)  
この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和4年3月31日上下水道局決裁)  
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。